

第 4671 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月19日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 役員が報酬を辞退した場合

Q：今期、業績が非常に悪かったため、役員が責任を取って報酬を辞退しました。この場合の、源泉徴収はどうすればいいのでしょうか？

A：役員報酬の支給日前に受領を辞退した場合は、源泉徴収の必要がありませんが、未払報酬を辞退する場合は源泉徴収しなければなりません。

【解説】

所得税では、給与所得の収入金額は、その給与等の収入すべき権利が確定した年分に計上することとされています。そして、給与所得にかかる所得税の源泉徴収時期は、原則として、源泉徴収の対象となる給与等の支払いが現実に行われた時とされています。

したがって、源泉徴収は、給与等の支払いが確定したものを現実に支払う時にしなければならないのですが、給与所得者がその受けるべき給与等の全部又は一部をその支給日前に辞退した場合には、その辞退した給与等は、給与所得とならず課税されないこととなっていますので、このような場合には、源泉徴収が不要となります。

なお、所得税では、給与等の支払者が未払給与の債務免除を受けた場合には、その債務免除を受けた時において、その給与の支払があったものとして源泉徴収を行うこととされていますので、役員が未払報酬を辞退したような場合には、その辞退があった時に、その未払報酬を支給したものとして所得税を源泉徴収しなければなりません。

